令和　　年　　月　　日

保護者　様

インフルエンザによる出席停止の通知書

太田市立城西中学校長

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。」

＊インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
＊登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
＊医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。
＊なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。

・・・

保護者が記入

学校長　様

インフルエンザにおける療養報告書

年　　組　　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　診断を受けた医療機関：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　診断日：令和　　　年　　　月　　　日（診断型：A 型　　B 型　　不明）　※いずれかに〇をつけてください。

3　登校再開日：令和　　　年　　月　　日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

	出席停止期間の基準
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒　**発症日：＿＿月＿＿日**
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過している。 ⇒　**解熱した日：＿＿月＿＿日**

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　　　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿